

令和 8 年 9 月 28 日

変更の認定の申請

農林水産大臣 殿

豆腐・納豆コスト指標作成協議会

会 長 長谷川 健太郎

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を申請します。

記

1 変更申請者

(1) 名称（フリガナ）：

豆腐・納豆コスト指標作成協議会（トウフ・ナットウ コストシヒョウ
サクセイキョウギカイ）

(2) 住所：〒116-0002 東京都荒川区荒川 6-28-10

(3) 代表者の氏名（フリガナ）：長谷川 健太郎（ハセガワ ケンタロウ）

(4) 代表者の役職（フリガナ）：会長（カイチョウ）

2 変更事項

別紙様式のとおり

3 変更の理由

法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標の作成に参画する者である日本チェーンストア協会の脱退に伴い、同条第 3 項に規定する業務規程を変更する必要があるため

3 変更事項 新旧対照表

変更後（注 1）	変更前（注 2）
別記様式第 7 号 認定指標作成等団体の認定申請書 令和 8 年 5 月 2 2 日 令和 8 年 9 月 25 日一部改定 3 運営体制： 運営体制は以下の通り。 ＜コスト指標作成団体＞ 豆腐・納豆コスト指標作成協議会 （全豆連、日豆協、納豆連で設立） 豆腐・納豆コスト指標作成等委員会 （協議会に設置） 豆腐分科会 納豆分科会 参画 ○生産者団体 全国農業協同組合連合会 公益社団法人日本農業法人協会 ○製造／加工業者団体 （一財）全国豆腐連合会 （一社）日本豆腐協会 全国納豆協同組合連合会 ○流通業者団体 （一社）日本加工食品卸協会 ○小売業者団体 （一社）日本スーパーマーケット協会 （一社）全国スーパーマーケット協会	別記様式第 7 号 認定指標作成等団体の認定申請書 令和 8 年 5 月 2 2 日 3 運営体制： 運営体制は以下の通り。 ＜コスト指標作成団体＞ 豆腐・納豆コスト指標作成協議会 （全豆連、日豆協、納豆連で設立） 豆腐・納豆コスト指標作成等委員会 （協議会に設置） 豆腐分科会 納豆分科会 参画 ○生産者団体 全国農業協同組合連合会 公益社団法人日本農業法人協会 ○製造／加工業者団体 （一財）全国豆腐連合会 （一社）日本豆腐協会 全国納豆協同組合連合会 ○流通業者団体 （一社）日本加工食品卸協会 ○小売業者団体 （一社）日本スーパーマーケット協会 （一社）全国スーパーマーケット協会 <u>日本チェーンストア協会</u>

別記様式第 12 号

豆腐・納豆コスト指標作成等事業業務規程 第 1 条～第33条 （略） 附 則 2 委員会及び分科会の委員は、以下の団体の役職員または 会員から任命するものとする。 全国農業協同組合連合会 一般社団法人日本豆腐協会 一般財団法人全国豆腐連合会 全国納豆協同組合連合会 一般社団法人日本加工食品卸協会 一般社団法人日本スーパーマーケット協会 一般社団法人全国スーパーマーケット協会	豆腐・納豆コスト指標作成等事業業務規程 第 1 条～第33条 （略） 附 則 2 委員会及び分科会の委員は、以下の団体の役職員または 会員から任命するものとする。 全国農業協同組合連合会 一般社団法人日本豆腐協会 一般財団法人全国豆腐連合会 全国納豆協同組合連合会 一般社団法人日本加工食品卸協会 一般社団法人日本スーパーマーケット協会 一般社団法人全国スーパーマーケット協会 <u>日本チェーンストア協会</u>
---	--

別記様式第 12 号

指標の作成に参画する者の代表する段階及び所属する団体又は事業者名		指標の作成に参画する者の代表する段階及び所属する団体又は事業者名	
代表する 段階	団体名等	代表する 段階	団体名等
生産	全国農業協同組合連合会 公益社団法人日本農業法人協会	生産	全国農業協同組合連合会 公益社団法人日本農業法人協会
製造	一般社団法人日本豆腐協会 一般財団法人全国豆腐連合会 全国納豆協同組合連合会	製造	一般社団法人日本豆腐協会 一般財団法人全国豆腐連合会 全国納豆協同組合連合会
流通	一般社団法人日本加工食品卸協会	流通	一般社団法人日本加工食品卸協会
販売	一般社団法人日本スーパーマーケット協会 一般社団法人全国スーパーマーケット協会	販売	一般社団法人日本スーパーマーケット協会 一般社団法人全国スーパーマーケット協会 <u>日本チェーンストア協会</u>

注 1：変更を求める事項のみ記載する。

2：「変更前」は認定時に提出した申請書に記載されている事項を記載する。

3：変更前及び変更後の変更部分に、それぞれ下線を付す。